

《新型コロナウイルス感染症に係る事業者に対する主な支援事業》

【2月21日現在】

名称	対象者	支援内容	要件	申請方法	申請・問い合わせ先
三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金	小規模事業者	支払利子額を1年間まで全額を補助 上限20万円	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善金融制度を借り入れた事業者	窓口または郵送 申請期限：12回目の支払い後、3カ月以内	
三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	三次市内に本店又は主たる事業所を有している事業者	上限額20万円 補助対象経費の10万円までは10/10、 10万円を超えた額は1/2の補助	雇用調整助成金等の申請に必要な書類の作成や代理申請を社会保険労務士に委託した事業者 雇用調整助成金の支給決定を受けている事業者	窓口または郵送 申請期限：令和4年2月28日	三次市商工観光課 TEL:0824-62-6171 FAX:0824-64-0172 mail:shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp
三次市中小事業者月次支援金【1月分～2月分】	市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者	中小法人：上限10万円/月 個人事業主：上限5万円/月	まん延防止等重点措置等、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月、2月における売上げが平成31年から令和3年のいずれかの同月と比較し20%以上30%未満減少した事業者 ※広島県感染症拡大防止協力金の対象となる場合は対象外です。	郵送 申請期限： 令和4年2月1日～3月31日	
【県】広島県感染症拡大防止協力支援金 (第7期 1月14日～1月31日) (第8期 2月 1日～2月20日) (第9期 2月21日～3月 6日)			1月14日～1月31日(第7期)、2月1日～2月20日(第8期)、2月21日～3月6日(第9期)の期間中の全日において、休業又は時短や酒類の提供を行わない要請に協力した場合	電子申請または郵送 申請期間 第7期： 令和4年2月1日～3月18日 第8期： 令和4年2月21日～4月11日 第9期： 令和4年3月7日～4月25日 早期給付申請受付期間： 令和4年2月21日～3月2日	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sannana.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sannana.html</a>
【県】頑張る中小事業者月次支援金	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた県内に本店又は主たる事務所を有する法人、住民登録のある個人事業者	内容調整中	緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響で飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、1月と2月の売上げが平成31年から令和3年の同月と比較し30%以上減少している事業者  *県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者は、対象外となります	電子申請または郵送 申請期限： 1月分 令和4年2月1日～3月31日 2月分 令和4年3月1日～4月30日	頑張る中小事業者月次支援金センター 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階 TEL:082-248-6853 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sannana.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sannana.html</a>
【国】事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者	中小法人：上限250万円 個人事業主：上限50万円	新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上高が平成30年11月から令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者	電子申請 申請期間： 令和4年1月31日～5月31日	事業復活支援金相談窓口 TEL:0120-789-140 <a href="https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/">https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/</a>
【国】雇用調整助成金	中小企業 大企業	休業手当に対して9/10を助成(中小企業) 解雇等をせず雇用維持した場合、最大10/10の助成	前年同月比5%減(令和2年4月1日から令和4年3月31日までを緊急対応期間として要件緩和・助成率拡大)	ハローワークへ提出(郵送可)	広島労働局 TEL:082-502-7832 各ハローワークコールセンター TEL:0120-60-3999

《広島積極ガード店、新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店及び広島コロナお知らせQRについて》

名称	対象者	内容	申請方法	問い合わせ先
【県】広島積極ガード店ゴールド認証制度	広島県内の事業者(広島積極ガード店登録店)	「広島積極ガード店」登録店舗について、認証基準(チェックシート)をもとにして、現地確認を実施し、感染防止対策が取られていることが確認できた店舗を認証する制度。認証取得は今後、まん延防止等継続措置区域に指定された場合、酒類の提供や支援金申請の条件となる可能性があります。	調査員が店舗を訪問し、認証基準への適合を審査	広島積極ガード店ゴールド認証事務局 TEL:082-546-1280
【県】広島積極ガード店	広島県内の事業者(飲食店)	これまで以上に県民に安心して飲食店を利用していただくため、一定水準以上の感染予防に取り組んでいる飲食店を県民の皆様にお知らせするため、「広島積極ガード店」という新たな仕組みを作り、ステッカーを発行	電子申請(広島県HP)または紙申請 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/nshokusekkyoku.html#touroukouhouhou">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/nshokusekkyoku.html#touroukouhouhou</a>	積極ガード店サポートセンター 【飲食店対象】 TEL:082-546-2274
【県】新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店	広島県内の事業者	自主的に実施している新型コロナウイルス感染症予防策を広島県に宣言した事業者に、広島県が「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書を発行	電子申請(広島県HP) <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/nshokusengenten.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/nshokusengenten.html</a>	新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店サポートセンター TEL:082-513-2845
【県】広島コロナお知らせQR	広島県内の事業者	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、QRコードを活用し、感染者と接触した可能性のあることをお知らせし、PCR検査を受けていただくようサポートするもの登録後、施設ごとにQRコードが発行される	電子申請(広島県HP) <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/ncov-qr.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/ncov-qr.html</a>	広島コロナお知らせQRサポートセンター TEL:082-513-2845